

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス

ライフケアなないろ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社TUMUG I (以下「事業者」という。)が開設するライフケアなないろ (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業 (以下「サービス」という。)及び岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス (以下「訪問型サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援・要介護状態にある利用者 (以下「利用者」という。)に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正なサービス・訪問型サービスを提供することを目的とする。

(サービスの運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(訪問型サービスの運営の方針)

第3条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 訪問型サービスの実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ライフケアなないろ
- (2) 所在地 岐阜市又丸村中 25-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 (訪問事業責任者) 1名以上
サービス提供責任者 (訪問事業責任者) は、次に掲げる事項を行う。
 - ・訪問介護計画 (訪問型サービス計画) の作成・変更等を行い、利用の申込に係る調整
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有など地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等との連携
 - ・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達し、業務の実施状況の把握
 - ・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等の実施

(3) 訪問介護員（従事者）

常勤換算方法で2.5以上

ただし、業務の状況により増員することができるものとする。

訪問介護員（従事者）等は、訪問介護計画（個別サービス計画）等に基づき訪問介護の提供にあたる

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。

(3) サービス提供時間 24時間とする。

(サービス及び訪問型サービスの内容)

第6条 サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

(2) 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

2 訪問型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護に関する内容

(2) 生活援助に関する援助

(利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とする。なお、当該事業（訪問型サービス）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額（「岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額）に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、通常サービス（訪問型サービス）の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費（移動に要する実費）の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり500円とする。

(通常のサービス、訪問型サービスの実施地域)

第8条 通常のサービスの実施地域は、岐阜市、瑞穂市、本巣市、山県市、北方町、岐南町、笠松町及び各務原市とする。また、訪問型サービスの実施地域は岐阜市とする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員（従事者）の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員（従事者）は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービス（訪問型サービス）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 サービス（訪問型サービス）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービス（訪問型サービス）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービス（訪問型サービス）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してして訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 事業者は、サービス（訪問型サービス）に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社TUMUG Iと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。